

研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、郡山女子大学及び郡山女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の教員（非常勤を含む。）、研究支援員、職員、大学院生及び学生等、本学において研究活動およびそれに関連する業務に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）の不正行為の防止および不正行為が起きたときの対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは、以下に定める行為をいう。

(1) 研究活動の過程における、以下に該当する行為。

- イ 捏造、すなわち存在しないデータおよび研究成果等を作成すること。
- ロ 改ざん、すなわち研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データまたは研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ハ 盗用、すなわち他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- ニ その他、二重投稿、不適切なオーサiership、利益相反等、本学諸規程を含む関連法令等に反する行為

(2) 本学の研究費並びに国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で、本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。

(研究者の責務)

第3条 研究者等は、不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録、実験データ、その他の研究資料等を一定期間適切に保存・整理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動及び研究費等の管理・運営に関する最高責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究活動に関する行動指針を定めるとともに、統括責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して、不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動および研究費等の管理・運営に関する実質的な責任者として、統括責任者を置く。

2 統括責任者は、副学長をもって充てる。

3 統括責任者は、第2条に定める不正行為に対応するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究活動および研究費等の運営、管理を適切に行うため、コンプライアンス推進責任者をおく。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究科長、学科主任及び事務局部長等をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究者等の不正行為の防止及び研究倫理の向上に資する啓発活動に努めなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、第7条に定める研究倫理に関する教育（以下「研究倫理教育」）を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行わなければならない。

(不正防止委員会)

第7条 学長は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、次の各号に定める委員で組織する不正防止委員会を設置する。

(1) 統括責任者のうち、学長が指名する者 1名

(2) 事務局長

(3) 学長が指名する教員 若干名

(4) 学長が指名する職員 若干名

2 不正防止委員会は、次項に掲げる業務を行い、その結果について適宜学長に報告を行うとともに、監事と連携し、必要な情報提供等を行うものとする。

3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

(5) 研究者の行動規範等に関すること。

(研究倫理教育)

第8条 研究者等は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、研究倫理教育を受けなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者のうち、大学院研究科長及び各学科主任は、大学院生においては専攻分野の特性に応じた研究倫理に関する知識を習得させるため、また、学生においては研究倫理に関する基礎的素養を習得させるため、授業等において定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

(誓約書の提出)

第9条 公的研究費を運営及び管理する研究者等は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わないことを誓約した誓約書を学長に提出しなければならない。なお、誓約書の様式については別に定める。

- 2 誓約書を提出しない研究者等は、研究費等の申請並びに運営及び管理に携わることができないものとする。

(告発・相談窓口)

第10条 不正行為についての告発、又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口(以下「受付窓口」)を設置する。

- 2 受付窓口は事務局長が担当し、連絡先、受付方法等について学内外に周知する。
- 3 告発・相談は、学内外全ての者が行うことができる。
- 4 受付窓口の対応は、告発・相談者を保護する方策を講じなければならない。

(告発・相談の方法)

第11条 告発等の受付は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名、並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面(様式1)に明示して行わなければならない。

- 2 匿名の告発があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や告発の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして告発した場合に準じて取扱うことができる。
- 3 報道や学会等(以下「報道等」)により本学研究者の不正行為に関する指摘がなされたときは、告発があったものとみなすことができる。
- 4 不正行為の疑いがインターネット上の掲載により(不正行為を行ったとする研究者、グループ、事案の内容が明示され、かつ科学的合理性のある理由が明示されている場合に限り)本学研究者の不正行為に関する指摘がなされたときは、告発があったものとみなすことができる。

(告発等の取扱い)

第12条 受付窓口は、告発を受けたとき、又は報道等により本学研究者の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは被告発者等に対し警告を行い、告発者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、告発に係る不正行為が既に行われたと認める場合は、指名する統括責任者に命じ、次条に定める調査を行わせると共に、告発者、被告発者等に対しその旨を連絡する。
- 4 最高管理責任者は、告発内容や告発者の秘密を守ると共に、告発についての調査結果

の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底する。

- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するために、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 6 最高管理責任者は、告発者に対し、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
- 7 最高管理責任者は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもってその研究活動の部分的又は全面的禁止、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、告発等の内容に応じて統括責任者のうち1名を指名し、予備調査責任者として告発等の内容に関する予備調査を行わせ、調査結果を報告させるとともに、告発等を受けた日の翌日から20日以内に本調査の要否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発等の内容に合理性がないと判断した場合は、その理由及び予備調査に携わった者の所属・氏名を付して本調査を実施しない旨を告発者及び被告発者等に通知する。
- 3 予備調査責任者は、予備調査に係る資料を保存し、告発者等の求めがあった場合は開示する。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。ただし、告発者及び被告発者等と利害関係のある者を除くものとし、その過半数を本学に属さない外部有識者で構成する。

- (1) 統括責任者
 - (2) 被告発者の所属学科等の教員のうち、最高管理責任者の指名する者 若干名
 - (3) 弁護士や公認会計士等の外部有識者から最高管理責任者の指名する者 若干名
 - (4) 事務局長
 - (5) その他最高管理責任者の必要と認める者 若干名
- 2 調査委員会に委員長を置き、統括責任者のうち最高管理責任者の指名する者1名を充てる。
 - 3 委員長は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。
 - 4 告発者及び被告発者等は、前項の通知を受けた日から7日以内に、調査委員の構成について理由及びその根拠となる事実を添えて、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。
 - 5 最高管理責任者は、前項に定める異議申立ての内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立てに係る調査委員を交代させると共に、委員長はその旨を告発者及び被告発者等に通知する。

(本調査)

第 15 条 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発等の内容に合理性があると判断した場合、当該判断の日から起算して 20 日以内に本調査を開始させる。

- 2 最高管理責任者は、告発者および被告発者等に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 本調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、本調査関係者以外の者や被告発者に、告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施することについて、当該事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告する。
- 5 本調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種調査資料の精査及び関係者へのヒアリング等により実施する。
- 6 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者、被告発者、その他関係者に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- 8 前項の規定により協力を求められた告発者等は、本調査の実施に当たって誠実に協力しなければならない。
- 9 調査委員会は、本調査の実施に当たり、当該研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査中の一時的執行停止)

第 16 条 最高管理責任者は、調査期間中、必要に応じて告発された研究に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第 17 条 調査委員会は、本調査開始後概ね 150 日以内に、不正使用の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 不正行為がなかったと認定される場合で、通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある告発者として認定するものとする。なお、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、速やかに本調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第 18 条 最高管理責任者は、前条に基づく調査結果と調査に携わった者の所属・氏名を告発者及び被告発者等に通知する。また、告発等の内容が公的研究費等を用いて行われた研究である場合は、必要に応じてその事案に係る公的研究費配分機関、当該研究費配分

機関及び当該研究費等の執行に関わる業者等にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前条に基づく調査結果と、本調査に携わった者の所属・氏名をその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告する。

(不服申立て)

第 19 条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知を受けてから 14 日以内に、その理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に不服申立てができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受けてから 14 日以内に、その理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に不服申立てができる。
- 3 本調査の結果に対する不服申立ては、同一の理由で二度申立てることはできない。
- 4 定める期日までに申立てがない場合、告発者および被告発者は、調査委員会による認定を認めたものとみなす。
- 5 不服申立ての審査は調査委員会が行い、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員に代えて他の者に審査させることとする。
- 6 最高管理責任者は、不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、告発者に通知し、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。悪意に基づく告発の認定に係る不服申立ての場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 7 不正行為の認定に係る被告発者からの不服申立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高責任者は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。
- 8 最高管理責任者は、前項の結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。悪意に基づく告発の認定に係る不服申立ての場合は告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 9 調査委員会は、再調査が開始された日から概ね 50 日以内に結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 20 条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたとの認定があった場合、速やかに次の事項を公表する。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名またはグループ名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 調査委員会委員の所属、氏名
 - (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等
- 2 不正行為がなかったとの認定された場合も、調査事案が外部に漏えいしていた場合、および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は調査結果を公表する。
 - 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

(不正認定後の措置)

第 21 条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正使用に関与した者に対して論文取下げ勧告等の必要な措置を講じると共に、本学就業規則に基づく処分等を行う。

- 2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された者が本学に属する者であるときは、本学就業規則に基づく処分等を行う。

(名誉回復)

第 22 条 最高管理責任者は、本調査の結果不正行為がなかったと認定された場合、第 15 条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除すると共に、被告発者等の名誉回復に努めなければならない。

(守秘義務)

第 23 条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重すると共に、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学外者への措置)

第 24 条 最高管理責任者は、不正行為等を行ったまたは関与したと認定された研究者等が学外者である場合、学外者の所属する機関の長と協議の上、必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

- 2 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じる。

(監査体制)

第 25 条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対して、公的研究費内部監査委員会は適宜適正な監査を行う。

- 2 不正防止委員会は、公的研究費内部監査委員会及び監事と連携して不正防止推進等について検証する。
- 3 監事は、前項で検証した結果について、役員会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(雑 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(改 廃)

第 27 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日変更）

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日変更）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 5 年 2 月 24 日から施行する。